

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p style="text-align: center;">輸入差止申立書 (T - 1870)</p> <p>「整理No .」欄には、受付税関の税関符号 (統計基本通達別紙第 2 「税関符号表」による。) を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税関長」欄には、輸入差止申立てを行う税関名を で囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人 (外国法人) の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所 () に<u>レチェックを付す (著作権又は著作隣接権のうち著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」 (以下「還流レコード」という。) に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。)</u>。</p> <p>また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所 () にレチェックを付す。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する (権利発生年月日が不明な場合には、<u>省略する。)</u>。ただし、<u>還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。</u></p> <p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 50 年を経過する日までなので、存続期間が不明な場合には省略する (著作隣接権も同様とする。)。ただし、<u>還流レコードに係る申立てについては、著作権法第 113 条第 5 項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から 4 年間とする。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">輸入差止申立書 (T - 1870)</p> <p>「整理No .」欄には、受付税関の税関符号 (統計基本通達別紙第 2 「税関符号表」による。) を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税関長」欄には、輸入差止申立てを行う税関名を で囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人 (外国法人) の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所 () に<u>レチェックを付す。また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所 () にレチェックを付す。</u></p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する (権利発生年月日が不明な場合には、<u>省略する。)</u>。</p> <p>「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後 50 年を経過する日までなので、存続期間が不明な場合には省略する。著作隣接権も同様とする。</p> <p>(同左)</p>